

## 職員自己研修支援要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、船橋市職員研修規程（昭和56年訓令第2号）第2条第3号に掲げる自己研修を行う職員に対し支援を行なうことにより、自己啓発意欲の向上を図るとともに職員の資質を高め、もって市政に資することを目的とする。

### (支援の対象)

第2条 この要綱において支援の対象とする自己研修は、次に掲げるものをいう。

- (1) 自主研究グループ研修 3人以上の職員で構成するグループが、市政課題、市の施策に反映できる事項または公務能率の向上に資すると思われる事項について、原則として勤務時間外に定期的、継続的に行う自主的研究活動
- (2) 通信教育研修 公務能率の向上に資すると思われる事項について、勤務時間外に自主的に履修する通信教育の受講
- (3) 大学・大学院公開講座研修 公務能率の向上に資すると思われる事項について、勤務時間外に自主的に履修する大学または大学院の公開講座の受講
- (4) 自己啓発活動 職員が個人で時間外に自主的に取組む自己啓発活動

### (自主研究グループ研修支援)

第3条 前条第1号の自主研究グループ研修を実施する職員に対し、次に掲げる支援を行なうものとする。

- (1) 職員研修所の研修室、設備、OA機器、図書等を貸与すること。
  - (2) 該当年度の予算の範囲内で、費用を助成すること。
  - (3) その他研修主管部長が必要と認めること。
- 2 前項の支援を受けようとするグループの代表者は、当該年度の指定期日までに自主研究グループの登録を受けなければならない。なお、登録の有効期限は、登録を行なった日の属する年度内とする。
- 3 研修主管部長は、登録をしたグループの活動内容が第2条第1号に照らし適当でないと認められる場合は、登録を取消すものとする。
- 4 研修主管部長は、研究成果の発表機会を設けるなど、第1条の目的に照らし必要な措置を講じるものとする。

### (通信教育研修支援)

第4条 第2条第2号の通信教育を行なった職員に対し、次に掲げる支援を行なうものとする。

- (1) 該当年度の予算の範囲内で、費用を助成すること。
- (2) その他研修主管部長が必要と認めること。

### (大学・大学院公開講座研修支援)

第5条 第2条第3号の大学・大学院公開講座を受講した職員に対し、次に掲げる支援を行なうものとする。

- (1) 該当年度の予算の範囲内で、費用を助成すること。
  - (2) その他研修主管部長が必要と認めること。
- 2 前項の支援を受けようとする者は、当該年度の指定期日までに講座受講の申し込みをしなければならない。

### (自己啓発活動に対する支援)

第6条 第2条第4号の自己啓発活動を実施する職員に対し、次に掲げる支援を行なうものとする。

- (1) 人材育成室の図書及び視聴覚資料を貸与すること。
- (2) その他研修主管部長が必要と認めること。

(指導及び助言)

第7条 研修主管部長は、自己研修の効果を高めるため、その自主性を損なわない限度において、自己研修を行なう職員に対し指導及び助言を行うことができる。

(助成金の額)

第8条 第3条第1項第2号、第4条第1号、第5条第1項第1号の助成金は、次に掲げる額を限度とする。

(1) 自主研究グループ研修 次に掲げる費用の合計額の2分の1に相当する額とする。ただし、その額が5万円を超えるときは、5万円とする。

イ 教材、資料等の購入費及び印刷製本費

ロ 講師謝礼等の報償費及び講演会等の出席費用

ハ その他市長が必要であると認める費用

(2) 通信教育 次に掲げる費用の合計額の2分の1に相当する額とする。ただし、その額が2万円を超えるときは、2万円とする。

イ 登録料及び受講料

ロ その他市長が必要であると認める費用

(3) 大学・大学院公開講座 次に掲げる費用の合計額の2分の1に相当する額とする。ただし、その額が1万円を超えるときは、1万円とする。

イ 受講料

ロ その他市長が必要であると認める費用

(助成金の交付申請)

第9条 前条の助成金の交付を受けようとする者(自主研究グループ研修にあつてはグループの代表者)は、職員自己研修費助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 自主研究グループ研修 自主研究グループ登録可否決定通知書(写)、研修計画書、収支予算書及びグループ名簿

(2) 通信教育 研修計画書及び収支予算書

(3) 大学・大学院公開講座 大学・大学院公開講座研修受講可否決定通知書(写)、研修計画書及び収支予算書

2 市長は、前項に規定するもののほか、必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(助成金交付可否の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を職員自己研修費助成金交付可否決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知する。

(変更等の承認申請)

第11条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、第9条の規定による申請の内容に変更が生じたとき又は自己研修を中止しようとするときは、速やかに職員自己研修変更・中止承認申請書(第3号様式)により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 助成対象者は、自己研修が完了したとき(前条の規定により中止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに職員自己研修実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 自主研究グループ研修にあつては研究レポート、通信教育研修及び大学・大学院公開講座研修にあつては修了証

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要があると認める書類

(額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、書類を審査し、その内容が交付決定した内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を職員自己研修費助成金確定通知書（第5号様式）により当該助成対象者に通知する。

(交付時期)

第14条 助成金は、前条の規定により確定した額を自己研修が完了した後において交付する。

(助成金の交付決定の取消等)

第15条 市長は、助成対象者（自主研究グループ研修にあつてはグループの構成員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 正当な理由なく、交付決定の通知を受けてから1箇月を経ても自己研修に着手しないとき。

(3) 正当な理由なく、自己研修を変更し又は中止したとき。

(4) この要綱に違反したときその他助成金を交付することが不相当と認められるとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、研修主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(職員自主研修費助成金交付要綱の廃止)

2 職員自主研修費助成金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の前に、廃止前の職員自主研修費助成金交付要綱第5条の規定により交付決定を受けている者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の職員自己研修支援要綱の規定により調製した用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

## 職員自己研修費助成金交付申請書

年 月 日

船橋市長 へ

住所 \_\_\_\_\_  
(所属 \_\_\_\_\_ )  
氏名 \_\_\_\_\_

助成金の交付を受けたいので、職員自己研修支援要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

助成金の名称		職員自己研修費助成金
助成事業	名称	
	目的及び内容	
	効果	
経費所要総額		円
交付申請額		円
着手及び完了 予定年月日		着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類		

第2号様式

## 職員自己研修費助成金交付可否決定通知書

第 年 月 日  
号

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
(所属 \_\_\_\_\_ )  
氏名 \_\_\_\_\_ 様

船橋市長 松 戸 徹

年 月 日付申請のあった助成金の交付について、次のとおり決定したので職員自己研修支援要綱第10条の規定により通知します。

助成金の名称	職員自己研修費助成金
助成事業の名称	
経費所要額のうち助成対象となる経費	円
交付決定額	円
交付予定時期	
交付条件	

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取り下げをすること。

第3号様式

## 職員自己研修（ 変更・中止 ）承認申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

助成対象者 住所 \_\_\_\_\_  
(所属 \_\_\_\_\_ )  
氏名 \_\_\_\_\_

助成事業を（ 変更・中止 ）したいので、職員自己研修支援要綱第11条の規定により、次のとおり申請いたします。

交付年月日 (文書番号)	年 月 日付 第 号	
助成金の名称	職員自己研修費助金	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変更・中止の理由		
変更・中止年月日	年 月 日	
添付書類		

## 職員自己研修実績報告書

年 月 日

船橋市長 へ

助成対象者 住所 \_\_\_\_\_  
(所属 \_\_\_\_\_)  
氏名 \_\_\_\_\_

自己研修が完了したので、職員自己研修支援要綱第12条の規定により、助成事業の実施状況を次のとおり報告します。

交付決定日 (文書番号)	年 月 日 付 第 号		
助成金の名称	職員自己研修費助成金		
助成事業 の名称			
着手年月日	年 月 日	完了年月 日	年 月 日
交付決定額	円		
助成対象経費 精算額	円		
助成事業の 経過及び内容			
添付書類			

## 職員自己研修費助成金確定通知書

第 年 月 日  
号

助成対象者 住所 \_\_\_\_\_  
(所属 \_\_\_\_\_ )  
氏名 \_\_\_\_\_ 様

船橋市長 松 戸 徹

年 月 日付交付請求のあった自己研修について、次のとおり助成金額を確定したので、職員自己研修支援要綱第13条の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
補助対象経費精算額	円
補助率	
交付確定額	円

※助成金の交付は当該職員があらかじめ指定している旅費振込口座への振込みとなります。